

中高年世代活躍応援プロジェクト協議会宮崎県協議会 設置要領

1 都道府県協議会設置の趣旨

いわゆる就職氷河期世代の方々への対応については、骨太の方針2019に盛り込まれた「就職氷河期世代支援プログラム」の下、令和2年より都道府県ごとに関係機関や団体を構成員とする「就職氷河期世代活躍支援都道府県プラットフォーム」（以下「都道府県PF」という。）を設置し、官民が協働して都道府県内の就職氷河期世代の支援に地域全体で取り組む気運を醸成するとともに、支援策の取りまとめ、進捗管理等を統括し、令和6年度までの約5年間集中支援に取り組んできた。

今般、昨年閣議決定された骨太の方針2024においては、令和7年度以降「この世代の支援は、中高年層に向けた施策を通じて、相談、リ・スキリングから就職、定着までを切れ目なく効果的に支援する」とされたことから、都道府県PFにおいても本方針に沿って、就職氷河期世代を含む不安定な就労を繰り返し就職に支援が必要な中高年世代（以下「中高年世代」という。）を対象を拡大した上で、引き続き安定就労の実現と活躍の場を拓くための支援に取り組んでいく。これに伴い、都道府県PFについては「みやざき就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」を「中高年世代活躍応援プロジェクト宮崎県協議会」（以下「宮崎県協議会」という。）と名称を改めることとする。

都道府県協議会においては、様々な立場の構成員が中高年世代への支援に係る課題やニーズについて認識を共有し、今後の支援策について意見交換することを通じて、地域社会の関心を高めるとともに、この世代の中には配慮すべき様々な事情を抱えた方がおられること等を踏まえ、画一的ではなく、地域の創意工夫も活かし、一人一人の事情や地域の実情に即した支援メニューを構築し積極的に届けていくことが必要である（別添1参照）。

2 構成員

PFの構成員については、行政機関、経済団体、労働団体等の別紙1の機関を構成員とする。

オブザーバーについては、協議会の会合において関係のある議案が検討される場合にのみ出席を求めることができることとして差し支えない。ただし、出席しない場合であっても、会合における検討状況についての情報提供を行う。

3 各構成員の役割

上記2に記載の各構成員の役割は下記のとおりとする。

(1) 行政側

① 宮崎労働局

- ・協議会とりまとめ共同事務局
- ・中高年世代活躍応援プロジェクトに係る宮崎県協議会の事業実施計画（以下「事業計画」という。）策定に関する共同とりまとめ
- ・宮崎労働局が実施する事業の進捗管理
- ・各種支援策の周知広報

② 宮崎県商工観光労働部

- ・協議会とりまとめ共同事務局
- ・事業計画策定に関する共同とりまとめ
- ・宮崎県が実施する事業の進捗管理
- ・各種支援策の周知広報

③ 宮崎県福祉保健部

- ・管内の地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム（以下「孤独・孤立対策PF」という。）の設置に関する管内市町村との連絡調整
- ・孤独・孤立に関する実態やニーズの把握
- ・孤独・孤立対策に取り組む関係団体等との協働に関する検討
- ・各種支援策の周知広報

④ 就労等支援機関（ハローワーク、サポステ、機構、都道府県の就労等支援機関など）

- ・専門窓口・専門チームによる就職等支援
- ・企業説明会・面接会の開催や職場実習・体験の機会の確保
- ・企業に対する正規雇用化を含む処遇改善の働きかけ、中高年世代を対象とした求人確保
- ・職業的自立に向けた支援
- ・職業訓練の充実
- ・社会参加に向けた支援を必要とする者への支援の充実
- ・各種支援策の周知広報
- ・その他中高年世代の支援に係る施策の提案

(2) 経済団体、労働団体等

- ・企業に対する、中高年世代を対象とした求人募集、積極的な採用、企業説明会・面接会の開催や職場実習・体験の機会の確保の働きかけ

- ・企業に対する中高年世代に対する人材育成の充実や正規雇用化を含む処遇改善の働きかけ
 - ・中高年世代の就労や社会参加に向けた相談支援
 - ・イベントや会報等での各種支援策等の周知広報
 - ・その他中高年世代の支援に係る施策の提案
- (3) オブザーバー
- ・宮崎県協議会が必要とする機関等

4 協議会における取組事項

協議会においては、次に掲げる事項について協議を行い、各構成員における取組を促進することとする。

(1) 気運醸成と各種支援策の周知広報

県内の中高年世代の支援に社会全体で取り組む気運を醸成し、各界が一体となって、積極的な採用、正規雇用化を含む処遇改善や社会参加への支援に結びつくような環境整備を図る。

また、中高年世代本人やそのご家族等に対し、各構成員が有する様々なルートを通じて各種支援策の周知広報を図る。

(2) 支援対象者の把握

支援対象となる以下の3種類の者に係る実態やニーズの把握の方法等を検討する。

なお、①、②の対象者については、「都道府県別・中高年世代活躍応援プロジェクト支援対象者数推計表」（別添2）の推計を参考とする。

①不安定な就労状態にある方

(※) 正規雇用を希望していながら不本意に非正規雇用で働く方や求職者中の方など

②就業を希望しながら長期にわたり無業の状態にある方

(※) 統計上、非労働力人口のうち、家事も通学もしていない方など

③社会参加に向けた支援を必要とする方

(※) ひきこもり状態にある者、生活困窮者、社会参加を希望する長期無業者など、就労支援だけでなく、社会参加に向けた支援を必要としている方。その実態やニーズの把握については、その方法を検討するとともに、必要に応じ、都道府県と市町村が連携し、それぞれの地域の事情に応じて、役割分担をした上で行う。

(3) 目標、KPI（重要業績評価指標）の設定及び事業実施計画の策定

①上記（2）の支援対象者ごとの取組に係る目標（目指す数値や状態をいう。）を設定するとともに、KPI（当該目標の進捗を毎年度把握す

るための指標をいう。)を可能な限り定量的に設定する。宮崎県における目標、K P Iについては、適切なものを検討のうえ設定する。

②目標を達成するため、上記1の趣旨を踏まえつつ「中高年世代活躍応援プロジェクト都道府県協議会事業実施計画策定指針」(別添3)に基づき、事業計画を策定する。

③事業実施計画に基づく事業の進捗管理を行う。

(4) 市町村P Fとの連携

県は、市町村P Fの設置・運営について、市町村と連絡調整を図り、管内市町村P Fとの情報共有と広域的課題の対応を行う。

- ・市町村PFの設置に関する市町村への働きかけや市町村PFの運営に関する市町村への助言等
- ・経済団体への対応依頼(福祉からの受け入れ先の開拓、雇用にあたって必要な配慮等)
- ・経済団体、他の市町村等とのつながり作りの支援等の要請に対応するとともに、管内市町村P Fの先進的な取組事例の把握と周知等、必要な情報提供を行う。

5 会議の開催

上記4に掲げる事項の協議を行うため、年2回を目安に会議を開催することとする。

会議の開催時期については、PDCAを意識した開催となるよう、第1四半期(前年度実績の報告、当該年度の取組方向性の検討等)、及び第3四半期(当該年度中間における取組状況の把握等)を目安とするが、必要に応じて更に開催することもできるものとする。

また、会議の開催方法については、書面による開催又はオンラインによる開催のほか、各構成員のニーズや通信環境等を考慮した上で行うこととする。

6 秘密の保持

宮崎県協議会の構成員及び協議の場に参加した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(附則)

この要領は、令和7年6月5日から施行する。

中高年世代活躍応援プロジェクト宮崎県協議会 構成員

| 区分 | 機関・団体名 |
|------|---------------------------|
| 経済団体 | 宮崎県経営者協会 |
| | 宮崎県商工会議所連合会 |
| | 宮崎県中小企業団体中央会 |
| | 宮崎県商工会連合会 |
| 労働団体 | 日本労働組合総連合会 宮崎県連合会 |
| 行政機関 | 宮崎労働局 |
| | 宮崎県商工観光労働部雇用労働政策課 |
| | 宮崎県福祉保健部（福祉保健課、障がい福祉課） |
| 訓練機関 | 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構宮崎支部 |
| 支援団体 | みやざき若者サポートステーション/サポステ・プラス |
| | 宮崎県「楠の会」 |

(オブザーバー)

| | |
|------|------------------------|
| 行政機関 | 延岡市商工観光文化部人材政策・移住定住推進室 |
| | 宮崎市観光商工部企業立地推進課雇用対策係 |
| | リクルーティング・パートナーズ株式会社 |